

# 道路（自費）工事施行承認申請手続き

※道路（自費）工事を行うには、**道路管理者（北多摩北部建設事務所）の道路工事施行承認**が必要です。

現場の状況により個別に判断いたしますので、**申請前に事前協議を行ってください。**

※事前協議の際には下記資料をご持参ください。

## ◇事前協議で必要な資料

### ●現況写真

道路（自費）工事予定部を周囲の歩道状況（街路樹・植樹帯・隣接する切下げの有無・その他支障物件の有無等）が分かるよう、正面・右側・左側の三方向より撮影してください。

### ●歩道平面図・立面図（現況図と計画図）

4ページを参照し、図面を作成してください。

### ●敷地内利用形態図（1F 平面図など）

車両入路・駐車場位置等が分かるような図面をご用意ください。

### ●植栽関係の調査（道路工事予定場所が植栽に近接する場合）

道路（自費）工事予定範囲内及び隣接する街路樹、株物の種類と数量を調査してください。

（※高木は、地上より1.2mの幹回りを測定し、値が読み取れるように写真を撮ってください）

## ◇お問合せ先（お越しの際は事前にお電話ください）

### 東京都北多摩北部建設事務所 管理課 道路管理担当

190-0023 立川市柴崎町 2-15-19

TEL: 042-540-9530・9531

FAX: 042-521-1550

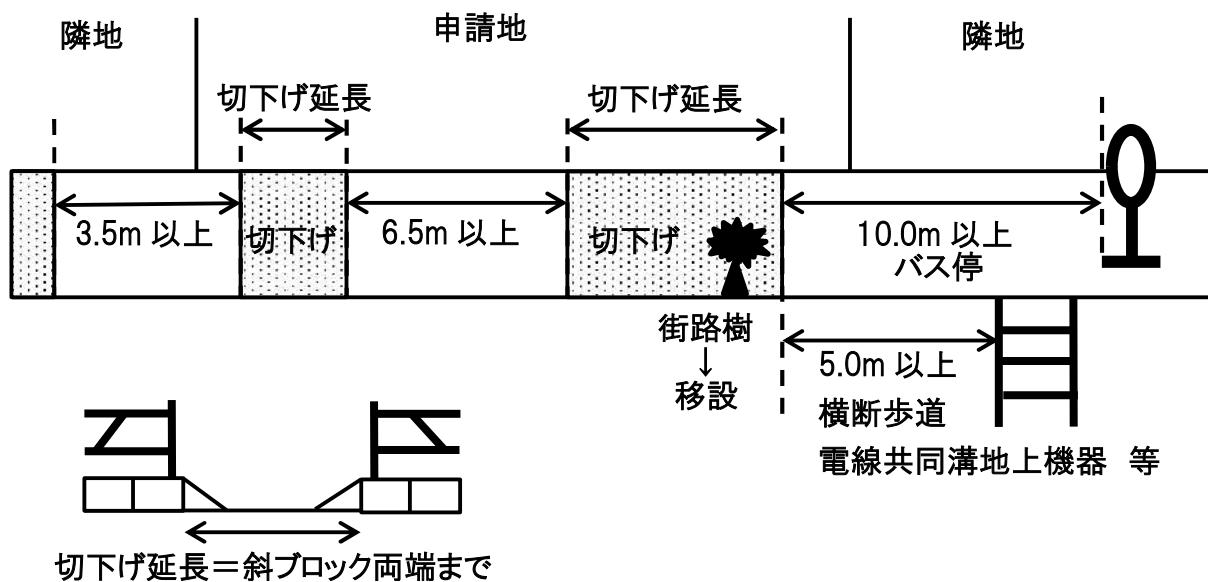
MAIL: S8000424@section.metro.tokyo.jp

## ◇北多摩北部建設事務所管轄区域

昭島市・清瀬市・国立市・国分寺市・小平市

立川市・東久留米市・東村山市・東大和市・武蔵村山市

## ◇切り下げ承認基準



- 切り下げは**乗り入れ施設**です。駐車スペースがなくてはなりません。
- 切下げ部分の舗装は原則**セメントコンクリート**で舗装してください。
- 隣地の切り下げからは**3. 5m以上**離してください。
- 同一施設に切り下げは**2ヶ所**までです。切り下げの間は**6. 5m以上**離してください。  
(※ただし、D型切り下げを2か所設けることは原則できません。)
- 交差点、横断歩道、電線共同溝地上機器等からは**5. 0m以上**離してください。
- バス停から**10m以上**離してください。
- 街路樹がある場合は**移設**が原則です。
- 高木について、移設困難なものは**代替木**を植樹してください(目安: 目通り1.0m以上)。
- 集水樹などの部分には、**切り下げを設けない**でください。  
(※ただし、根の移設、補強をすれば可能な場合があります。)
- 街角曲線部(歩道巻き込み部)には、**切り下げを設けない**でください。
- 歩道にU字溝などがある場合は、**補強**をしてください。
- ガードレールなど支障となるものは、**撤去、移設**してください。
- 大型トラックの乗り入れ等で、基準内での対応が困難な場合は、搬入車のカタログや軌跡図などで検討いたしますのでご相談ください。

## ◇注意点

- 申請書と誓約書の名義は**地主様のお名前**を書いてください。
- **費用**は全て**申請者様のご負担**となります。  
また、当所では**工事施工業者の紹介等を行っておりません**。

## ◇切下げ延長及び舗装構造

- ※舗装構造は、原則、セメントコンクリートで舗装してください。
- ※工事用切下げは、切下げ延長にかかわらずD型舗装とします。
- ※永久切り下げの延長は、原則としてC型(5.45m)までとします。

切り下げ 延長(L)	セメントコンクリート舗装			アスファルトコンクリート舗装			
	セメント コンクリート (212B)	粒度調 整碎石	舗装厚	細粒度 アスコン	粗粒度 アスコン	粒度調 整碎石	舗装厚
A型	3.03m	15cm	15cm	30cm	5cm	30cm	35cm
B型	4.24m	15cm	15cm	30cm	5cm	30cm	35cm
C型	5.45m	15cm	15cm	30cm	5cm	30cm	35cm
D型	7.27m	20cm	20cm	40cm	5cm	10cm	35cm
							50cm

## ◇工区の管轄地区

工区	TEL(T)/FAX(F)	住所	所管区域
小平工区	(T) 042-343-0415 (F) 042-344-5720	小平市小川町 1-1090	小平市・国分寺市 東大和市・武蔵村山市
立川工区	(T) 042-529-0020 (F) 042-529-8138	立川市緑町 3233-2 防災センター内	昭島市・国立市・立川市
東村山工区	(T) 042-393-4111 (F) 042-395-7599	東村山市久米川町 4-32-8	清瀬市・東久留米市 東村山市

## ◇申請のときに必要な書類

### ●道路工事施行承認申請書（東京都様式・4枚綴）…1部

○工事内容内訳書

○誓約書

○構造図1～5

○舗装復旧構造図

○工事仕様書

○現況写真

●案内図……………3部

●工事箇所の現況と施工後の平面図と立面図……………3部(※2)

●その他、道路管理者が提出を指示した書類……………3部

(※1)[http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/youshiki/douro\\_senyo.html](http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/appli/youshiki/douro_senyo.html)より入手可能。

(※2)4ページを参照しながら作成してください。

※書類を提出いただいたから承認まで、約2～3週間かかります。

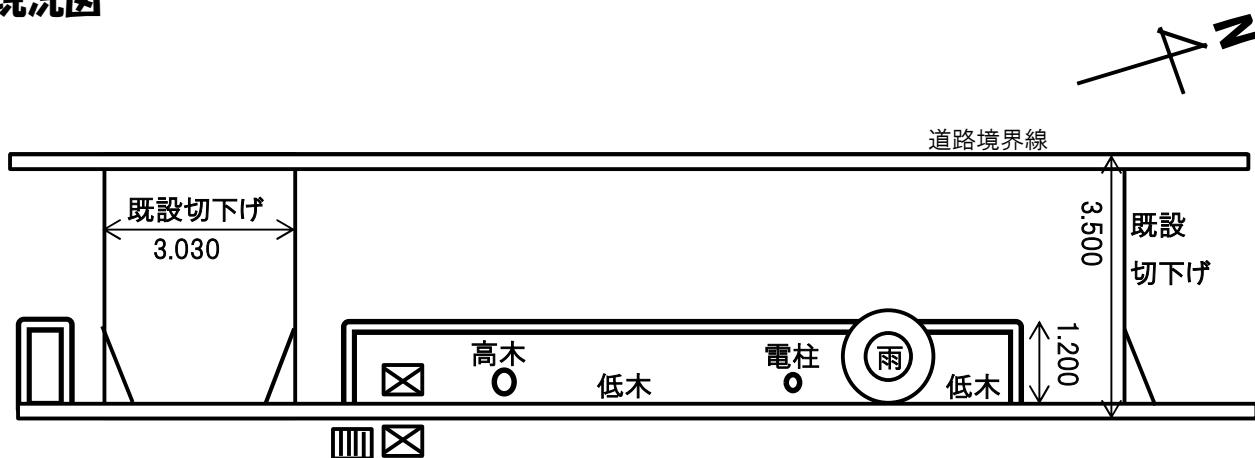
※交通管理者への事前協議で必要な書類の提出部数等は、所轄警察署へご確認ください。

# 歩道平面図・立面図の記載例（切下げ）

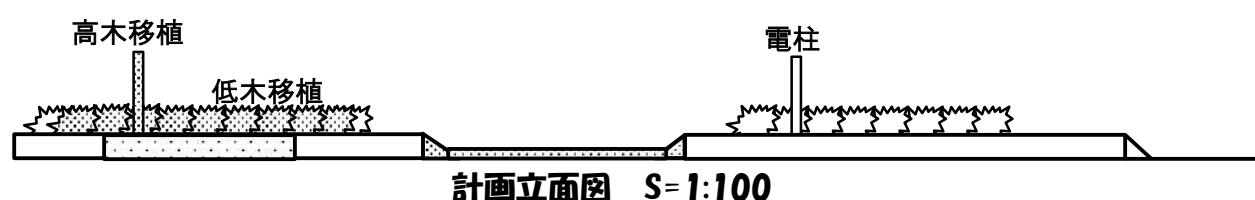
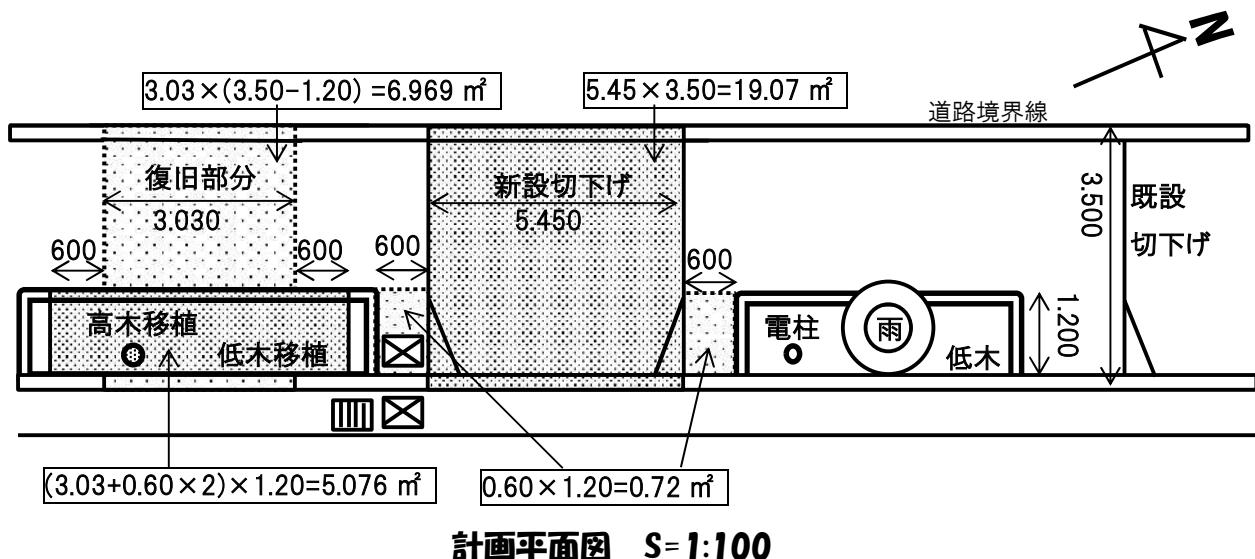
※ガードレール・点字ブロック・樹木類・電柱・マンホールや、歩道幅員、隣接切り下げとの距離などを正確に図示してください。

※新設物件は「赤色」、撤去物件は「黄色」で色付けをしてください。

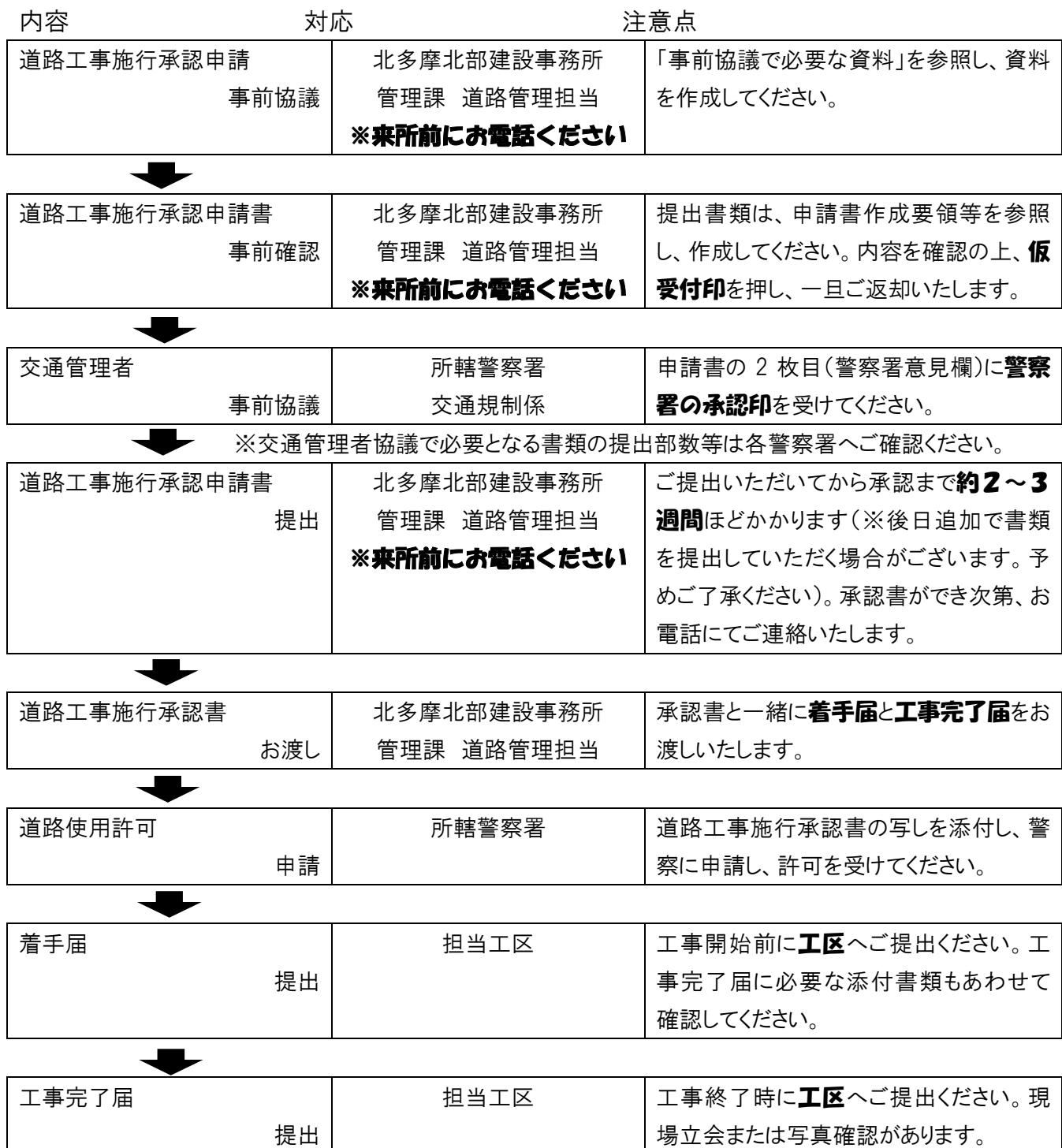
## ●現況図



## ●計画図



# 道路（自費）工事手続きの流れ



## ◇工期延伸について

当初予定していた期間より工事期間が伸びてしまう場合は、**現在承認している工事期間の満了前に**、工期延伸の申請を行い、新たに承認を受けてください。延伸申請書をご提出いただいたから承認まで**2~3週間**ほどかかります。

**提出書類**

- 道路工事期間延伸申請書…(3枚綴)
- 現況の写真……………(3部)
- 承認済の道路工事施行承認書のコピー…(3部)
- その他、道路管理者が指示した書類  
(工程表など)……………(3部)